

宮津市事業者 DX 対応支援補助金 Q & A

更新 令和6年6月3日

<対象事業者について>

Q1 市外に住んでいる事業主で、市内に事業所を設置しているが対象となるか。

A1 宮津市外に住所を有していても、事業所が宮津市内であれば対象となります。複数の事業所を有している場合は、宮津市内に所在する事業所のみを対象とします。

Q2 複数の事業所を展開しているが、事業所ごとに申請可能か。

A2 申請できません。申請は、1 事業者につき1 回です。

Q3 売上げ減少等の要件はあるか。開業後1 年未満の事業者は、対象となるか。

A3 売上げ減少にかかる要件はありません。開業後1 年未満であっても対象となります。ただし、開業していることを証明する書類を確認します。（登記、確定申告、開業届等で事業存在を確認）

Q4 これから開業予定だが、補助金の対象になるか。

A4 事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で、既に開業している事業者が対象であるため、開業予定の方は対象になりません。また、事業着手日又は申請日のいずれか早い時点で稼働していない店舗等に対する事業も対象になりません。

<対象事業・経費について> ※ 具体的には、別表を参照

Q5 DX 化対応について、現在使っているシステムの機器が古くなったため、更新する場合は対象となるのか。

A5 同様の機器の購入や同様の使い方をするための修繕等、単なる更新は対象になりません。新規に導入するシステム等において使用するソフトウェア、機器等（パソコンを除く）が対象となります。

Q6 DX 化対応について、セルフオーダーシステム一式の中にレジで使用するタブレットが含まれているが対象となるか。

A6 当該システムでのみ使用するタブレットは対象となります。ただし汎用性の高いノートパソコンの購入費は、導入するシステムの構成機器であっても対象外となります。

パソコンを除く機器の購入費、及びパソコンのシステム設定経費は対象となりますので、請求書の内訳等で補助対象経費を確認します。

Q7 Wi-Fi 整備について、回線工事の発注は、どの業者にしてもよいか。

A7 どの業者に発注いただいても問題ありませんが、市内経済活性化のため可能な限り市内事業者への発注をお願いします。

Q8 既存の Wi-Fi に回線を追加する工事は対象となるか。

A8 新規の回線工事以外にも、既存の Wi-Fi 環境の改善のための回線追加や、ルーターやアクセスポイント等の追加についても、多くの方が利用可能なもの（多言語化対応は必須）は対象となります。

Q9 副業・兼業人材の雇用をする際、どのようなマッチングサイトを活用したらよいか。

A9 宮津市、宮津商工会議所、京都北都信用金庫を構成メンバーとする「MIYAZU 未来デザインセンター」では副業・兼業人材の活用を推進する取り組みを実施しております。当センターが推奨するマッチングサイトに限定しますので、下記までご相談ください。

※「MIYAZU 未来デザインセンター」

電話番号 090-7116-8572（ビジネス・ラボ担当：浜口）

受付時間 平日 9 時～17 時

＜その他＞

Q10 申請受付開始日より先だって事業に着手しているが、補助金の対象となるか。

A10 令和6年4月1日以降に支払った経費が補助金の対象となります。

Q11 計画している事業は、別の補助金をもらう予定であるが「宮津市事業者 DX 対応支援補助金」と併用できるか

A11 当該補助金の趣旨に合致する事業であれば、他の補助金をもらっていても対象となります。ただし、補助対象経費は重複しないように見積明細書などにより明確に区分する必要があります。

※事業の重複は可、経費の重複は不可となります。

※併用する予定である他補助金の要件についても併用可であることを確認してください。

Q12 補助事業以外の経費と一緒に支払う予定なので、振込金額と補助対象経費が一致しないが問題ないか。

A12 支払金額と一致する請求書が添付できて、かつその請求書の内訳で補助対象経費がわかれば問題ありません。

Q13 導入予定 のシステムの見積書の明細が「工事一式」や「機器等」と記載されている場合でも補助申請は可能か。

A13 複数の経費を一式など まとめて記載された明細書では、補助対象経費を把握できませんので、交付は認められません。交付申請の時点で内訳がわかる経費明細書を提出してください。

以上